



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 トランスコスモス株式会社  
(登記社名: トランス・コスモス株式会社)  
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 奥田 昌孝  
(コード番号 9715 東証第一部)  
問合せ先 上席常務取締役 C F O 本田 仁志  
TEL 03-4363-1111 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 30 回定時株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行（平成 27 年 5 月 1 日施行）により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことに伴い、現行定款第 25 条（取締役の責任軽減等）および現行定款第 35 条（監査役の責任軽減等）の規定の一部を変更するものであります。また、現行定款第 25 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. (記載省略) 17. <u>旅行業代理店業</u> 、銀行代理業及び貸金業 18. ～23. (記載省略)	(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～16. (現行どおり) 17. 銀行代理業及び貸金業 18. ～23. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>24. 米穀、<u>健康食品</u>、各種衣料品、アクセサリー、家庭用品雑貨、健康器具、家具、寝具、書籍、CD、DVD、家庭用電気製品及びスポーツ用品等の製造、販売、輸出入、代理業及び取次業</p> <p>25. ～26. (記載省略)</p> <p>27. <u>上記各項に関する一切の付帯業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任軽減等)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任軽減等)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結すること</p>	<p>24. 米穀、<u>食肉、魚介類</u>、食品、各種衣料品、アクセサリー、家庭用品雑貨、健康器具、家具、寝具、書籍、CD、DVD、家庭用電気製品及びスポーツ用品等の製造、販売、輸出入、代理業及び取次業</p> <p>25. ～26. (現行どおり)</p> <p>27. <u>旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業</u></p> <p><u>28. 金融商品取引業及び金融商品仲介業</u></p> <p><u>29. 上記各項に関する一切の付帯業務</u></p> <p>(取締役の責任軽減等)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役であるものを除く。）</u>との間に、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任軽減等)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったこと</u>による監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結すること</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ことができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>ができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日      平成 27 年 6 月 24 日（水）

定款変更の効力発生日                      平成 27 年 6 月 24 日（水）

以 上